

## 平成31年度保育要件判定基準表

父及び母について、以下いずれか1つの項目を適用します。  
下記項目のほか、世帯の総合的な状況により加点・減点を行います。

承諾基準		保護者の常態
①  居宅外・居宅内労働	外勤、自営・農業中心者	月160時間以上勤務の者
		月150時間以上勤務の者
		月140時間以上勤務の者
		月130時間以上勤務の者
		月120時間以上勤務の者
		月100時間以上勤務の者
		月80時間以上勤務の者
		月64時間以上勤務の者
	自営・農業協力者	月160時間以上勤務の者
		月150時間以上勤務の者
		月140時間以上勤務の者
		月130時間以上勤務の者
		月120時間以上勤務の者
		月100時間以上勤務の者
②  母親の出産等	内職	月80時間以上勤務の者
		月64時間以上勤務の者
	求職中	月120時間以上勤務の者
		月64時間以上勤務の者
	就労することで保育に欠ける状況になると認められるもの	
	出産	出産予定日を含む3ヶ月以内の利用
		父又は母おおむね1ヶ月以上の入院
		常時臥床
		長期加療
③  看護	居宅療養	一般療養
		(身体), (知的), (精神) 1・2級, A, 1・2級
		3級, B, 2級
		4級以下, C, 3級
	身体・知的・精神障害者	
	入院・施設利用，在宅	介護又は看護に要する時間を基に、「自営・農業協力者」の基準を適用
		火災・風水害等により家屋が失われ復旧に当たる場合
		父又は母がおおむね1ヶ月以上の通学
④  災害復旧	家庭の災害	
	就学・職業訓練	
	児童虐待・DV D V ・	要保護
		要支援
		特定妊婦
⑦	①～⑥に掲げるもののほか明らかに保育に欠けると認められる場合	

※上記のほか、祖父母の状況や兄弟の保育状況、世帯の入所前状況により加点・減点を行います。